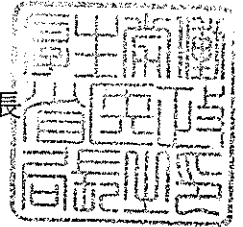




医政発 0331 第 37 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 17 年 6 月 28 日付け医政発 0628012 号) について、今般、別添新旧対照表のとおりその一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

